

鳥取陸上競技協会小学生クラブチーム連合規約

★（目的）

第1条 本小学生クラブチーム連合（以下、クラブ連合という）は、県下の陸上クラブチームを対象として、児童に陸上競技の楽しさと基礎技能を習得させると共に、指導者に向けた講習会等を開催し、各クラブ間の連携を図る中で、普及活動の充実を目的として組織する。

*代表者の集まりを「小学生クラブチーム連合連絡協議会」（以下、連絡協議会という）という。

★（クラブチームの定義）

第2条 クラブチームは県内の小学生が所属する団体とする。また、定数については、監督及びコーチを含めて5名以上の構成メンバーとする。但し、当該年度当初において日本陸連または鳥取陸協登録を完了したクラブであること。

★（加入申込方法）

第3条 第1条及び第2条を十分に理解した上で、別添様式（様式―1）を事務局へ提出するものとする。また、中途退会は自由とする。

★（活動）

第4条 活動期間は当該年4月1日に始まり、翌年の3月31日とする。年間を通して以下の事業活動を行う。

- (1) クラブチーム間の親睦を図る。（小学生クラブ対抗陸上競技大会への参加）
- (2) クラブ指導者の資質の向上と親睦を図る。（連絡協議会（指導者意見交換会）の開催）
- (3) 合同練習会を開催し指導力の向上を図る。
- (4) 中学校との連携を図る。（中学校選抜合宿への参加と指導者研修）
- (5) 鳥取陸上競技協会への意見具申（陸上競技の普及啓発に向けて協会へ要望・意見を述べる）

★（会費）

第5条 会費は無料とする。

★（事務局）

第6条 事務局は、鳥取陸上競技協会内に「連絡協議会」として置く。また、事務局員は連絡協議会の代表があたる。事務局には、鳥取陸上競技協会の普及部も所属する。

★（その他）

第7条 本連合規約において、規約の改廃等が生じた場合には、その都度、連絡協議会の中で協議の上、定めるものとする。

附則 本規約は令和6年4月1日より施行する。